

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症が本県の飲食業界に甚大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店審査要領（令和2年6月19日付第202000077300号鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長通知。以下「認証要領」という。）に規定するガイドラインに基づき感染防止対策を講じながら前向きに事業継続に取り組む県内飲食店等で構成する地域・グループが販売するプレミアム付き食事券の発行に係る経費の一部を支援することにより、本県の飲食業界の需要喚起を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、原則として事業開始前に申請しなければならない。

2 規則第5条の申請書は、様式第1号によるものとし、申請にあたっては様式第3号を添付しなければならない。

3 規則第5条第2号に掲げる書類は、不要とする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、様式第4号により事業完了後30日以内に行わなければならない。

2 規則第18条第1項の規定による通知は、様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

この要綱は、令和5年1月30日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業	<p>鳥取県新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）のうち、食品衛生法第55条第1項による飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する店舗を営業する法人若しくは個人のうち次の各号のいずれにも該当しないもので構成する、地域で安心安全な飲食エリアづくりに取り組む団体・グループ（以下「エリア」という。）の代表者であり、エリアでのクーポン食事券利用や精算事務などの事務局機能を担う者であること。ただし市場開拓局長が認める場合はこの限りではない。</p> <p>（1）宿泊者に限定した飲食提供を行う店舗、又はコンビニエンスストア。</p> <p>（2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有するもの。</p>	<p>（1）エリア内で以下の販売期間に販売され使用された43%プレミアム付き食事クーポン券及び25%プレミアム付き食事クーポン券（以下「エリア食事券」という。）のプレミアム相当分の経費</p> <p>ア 43%プレミアム付き食事クーポン券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売期間：令和5年1月10日から令和5年2月10日まで ・利用期間：令和5年3月20日まで <p>イ 25%プレミアム付き食事クーポン券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売期間：令和5年2月11日から令和5年3月20日まで ・利用期間：令和5年3月20日まで <p>（2）エリア代表者が行う本事業に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等広報資材の印刷、SNS等の情報発信等に係る経費 ・エリア食事券発行に伴って発生するエリア内での事務費等（振込手数料、管理事務消耗品費、精算事務人件費など） 	10/10	<p>（1）1エリア当たり参加店舗数×30万円</p> <p>（2）1エリア当たり25万円</p>

(特記事項)

- ・事業実施期間中にエリア内でクラスターが発生した場合、発生店舗については、クラスター発生時点から改めて認証店と認められるまでの間は、補助対象店舗から除外する。（認証取り消し等の期間における当該店舗で利用されたエリア食事券は、補助対象経費から除外する。）

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2 事業費補助金交付申請書

鳥取県知事 様

(エリア代表申請者)

郵便番号 _____

所在地 (個人事業主: 自宅住所) _____

法人名 _____

代表者職氏名 (個人事業主: 本人氏名) _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2 事業費補助金を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 エリア名、参加店舗数

(フリガナ)	参加店舗数

2 宣誓書及びエリア参加店舗一覧

別紙様式第3号、第3-1号、第3-2号のとおり

3 交付申請額等

(1) エリア食事券

期間中販売予定冊数 (A)	冊
令和5年2月11日以降 販売予定冊数 (B)	冊

算定基準額兼交付申請額 (C) (1,500円×(A)) + (1,000円×(B))	円
--	---

(2) 事業実施に係る広報等の経費 (※記載内容が多い場合は別紙として添付可) (単位: 円)

区分	支出予定額	備考
〇〇印刷費		
〇〇広報誌掲載料		
参加店舗振込手数料		
計 (D)		←補助上限額: 25万円/エリア

(3) 算定基準額・交付申請額

算定基準額兼交付申請額 (C) + (D)	千円
-----------------------	----

(4) エリア食事券販売開始時期 (予定) 月 日

(5) 概算払い希望額及び時期 ※振込先として別紙「振込口座」添付

第1回	円	年 月
第2回	円	年 月

4 クーポン食事券の送付先 (※申請者と異なる場合記載する。/金券送付であるため明確に記載すること)

送付先 (所在地)	〒
-----------	---

店舗名		店舗代表者名	
		メールアドレス	

5 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

(様式第1号別紙)

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金振込口座

●●エリア代表：○●○●

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金については、以下の口座に振り込んでください。

振込先口座

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
口座の別 (いずれかに○)	当座 ・ 普通	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※振込誤りが生じないように、口座内容を確認のうえ、明確に記載すること。

※口座名義人が請求者と異なる場合は以下に記入のこと。

口座名義人が請求者と異なりますので、以下の者に受領を委任します。 (受任者) 住所： 氏名：
--

様

鳥取県知事 ○○ ○○
(公印省略)

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金（変更）交付決定通知書

令和○年○月○日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当・連絡先)

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとし、登録するエリア名及び登録記号は次のとおりとする。

エリア名	
登録記号	

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付第○○○○○○号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

特に、対象事業実施及び本補助金収受に係る一連の証拠書類は、事業完了後10年間保存し、県の求めに応じて提供しなければならない。

宣誓書

当エリア(グループ)は、「鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業」参加にあたり、以下の事項に取り組みます。

様式第3-1号の誓約書に基づき、本補助事業を実施するエリア内(以下「エリア内」という。)の感染予防に努めます。

エリア内の参加店舗は、全て新型コロナ安心対策認証店です。

エリア内の全ての飲食店(本事業参加店舗以外を含む)に感染拡大予防対策を呼びかけます。

認証事業所制度を推進し、エリア内の参加店舗が相互に感染拡大予防対策を徹底していることを定期的に確認します。

参加店舗が協力して、新型コロナ安心対策認証未取得店の認証取得を働きかけます。

参加店舗が協力して、エリア食事券利用者に感染予防対策を呼びかけます。

エリア内でクラスターが発生した場合は、発生店舗だけでなく、県が指示する期間、エリア内参加店舗全体のエリア食事券販売を中止し、エリア食事券利用自粛を呼びかけます。

年 月 日

エリア・グループ名: _____

代表者氏名: _____

※本書の各事項の□に☑をお願いします。

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書

【お願い】

- 各宣誓事項に同意の上、チェック(☑)してください。
- 本書の全ての項目にチェック(☑)が入らない場合は、本事業にご参加いただけません。
- 別紙「参加店舗一覧表兼誓約確認書」に参加店舗名及び代表者等を記入の上、御提出ください。
- 参加登録後、宣誓書写しとともに、店舗に掲示してください。

■宣誓事項■

【参加飲食店の登録条件】

- 1. 当エリア参加店舗はいずれも、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 2. 当エリア参加店舗はいずれも、暴力団又は暴力団員が経営に関わる事業者ではありません。

【参加飲食店の責務】

- 3. 当エリア参加店舗はいずれも、店の関係者が購入したエリア食事券を換金しません。
- 4. 当エリア参加店舗はいずれも、商品の販売、又はサービスの提供なくエリア食事券を換金しません。
- 5. 当エリア参加店舗はいずれも、飲食の提供以外に対してエリア食事券での支払いを受け付けません。
- 6. 当エリア参加店舗はいずれも、エリア食事券の再販、再流通をしません。
- 7. 当エリア参加店舗はいずれも、エリア食事券の偽造・悪用をしません。
- 8. 当エリア参加店舗はいずれも、利用者から提示されたエリア食事券に、偽造等の不正使用の疑いがある場合は受け取りを拒否し、警察に通報するとともに事務局に報告します。
- 9. エリア食事券を盗難・紛失、毀損した場合及び偽造・模造について、すべて自己責任とします。
- 10. 当エリア参加店舗はいずれも、エリア食事券の実施期間中は参加飲食店として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退をしません。
- 11. 当エリア参加店舗はいずれも、エリア食事券の利用に際して、利用者から苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 12. 当エリア参加店舗はいずれも、店舗名・所在地・電話番号・業種等の参加店情報を、専用サイトや各種広告等、鳥取県及び安心対策エリア版割増クーポン食事券事業の広報で公表されることに同意します。

【行政への協力】

- 13. 当エリア参加店舗はいずれも、本事業実施期間中に、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく営業時間短縮等の協力の要請があった場合には、指示に従います。また、同法に基づく要請でない場合であっても、エリア食事券の販売停止等、鳥取県からの要請があった場合には、指示に従います。
- 14. 当エリア参加店舗はいずれも、本事業期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 15. 当エリア参加店舗はいずれも、鳥取県が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 16. 当エリア参加店舗はいずれも、登録の際に提供した情報を鳥取県及び安心対策エリア版割増クーポン食事券事業運営事務局に提供することに同意します。

【認証店・参加資格の取消】

- 17. 当エリア参加店舗はいずれも、新型コロナ安心対策認証店の責務である感染予防対策に関し、鳥取県の指導に従わない場合や本宣誓書の内容に違反や虚偽があったと認められる場合には、新型コロナ安心対策認証店及び安心対策エリア版割増クーポン食事券事業の参加登録を取り消されることがあることに同意します。
- 18. 事業実施期間中にエリア内でクラスターが発生した場合、発生店舗については、クラスター発生以降改めて新型コロナ安心対策認証店として認証されるまでの間は、補助対象店舗から除外されることに同意します。

【申請資格の取消】

- 19. 当エリア参加店舗はいずれも、新型コロナ安心対策認証店が取り消された場合、安心対策エリア版割増クーポン食事券事業に係る補助金の交付資格が取り消されることに同意します。

※誓約する参加店舗は、別紙様式3—2号のとおり

(様式第3-2号)参加店舗一覧表兼誓約確認書(※既存資料で同様の内容が確認できれば代替書面も可)

名称	(○○○●○)グループ	構成員数	(○○)事業者・店舗
構成員		誓約確認欄(☑をしてください。)	
代表申請者	所在地 ○●○ 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者として団体内のクーポン利用に関する調整、補助金手続きを行います。	
2	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。	
3	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。	
4	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。	
5	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。	
6	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。	
7	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加誓約事項を 遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。	
8	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ⑩(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。	
9	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。	

	認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ㊟(または自署)	<input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。
10	所在地 ○●○ 店舗電話番号 事業者名 ○○○ (店舗名 ○○○) 認証店登録番号○●○● 代表者 職氏名 ○●○ ㊟(または自署)	<input type="checkbox"/> 鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業参加に係る誓約書を遵守します。 <input type="checkbox"/> 地域グループとして地域の感染拡大予防対策に努めます。 <input type="checkbox"/> 代表申請者を代理人と定め、補助金手続きに関する権限を委任します。

※あわせてエリア全体図(参加店舗それぞれのエリア内の位置を示したものを)を添付してください。

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金実績報告書

年 月 日

鳥取県知事

様

(エリア代表申請者)

エリア名 _____

エリア登録記号 _____

郵便番号 _____

所在地 (個人事業主: 自宅住所) _____

法人名 _____

代表者職氏名 (個人事業主: 本人氏名) _____

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金の実績について、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 実績額

エリア食事券

期間中販売実績冊数	冊
-----------	---

(1) エリア補助対象経費	第4-1号(G)+第4-2号(O)+第4-3号(Q)	円
(2) エリア補助金額	第4-1号(H)+第4-2号(P)+第4-3号(R)	円

※内訳は様式第4-1号、第4-2号、第4-3号(別紙)による。

3 振込先口座

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
口座の別 (いずれかに○)	当座 ・ 普通	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※振込誤りが生じないように、口座内容を確認のうえ、明確に記載すること。

※口座名義人が請求者と異なる場合は以下に記入のこと。

口座名義人が請求者と異なりますので、以下の者に受領を委任します。 (受任者) 住所： 氏名：
--

3 添付資料

補助対象経費に掛かる証拠書類 (様式第4-1号及び4-2号)

振込先口座を明らかにした書類 (通帳の見開き (金融機関名、支店名、口座名、口座名義記載) の写し等)

様式第4-1号

鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券パート2事業費補助金精算表(エリア食事券)【43%プレミアム分】

エリア名:

(単位:枚、円)

番号	参加店舗名	コロナ認証店 認証番号	エリア食事券適用枚数 (お客様の利用枚数)			補助対象経費 (利用金額)			補助金額 (プレミアム額)			
			500円券 (A)	250円券 (B)	5,000円 (1冊分) (C)	500円券 500円×(A)= (D)	250円券 250円×(B)= (E)	5,000円 ×(C)=(F)	500円券 (D)×0.3	250円券 (E)×0.3	5,000円 (F)×0.3	計
1		第				0	0	0	0	0	0	0
2		第				0	0	0	0	0	0	0
3		第				0	0	0	0	0	0	0
4		第				0	0	0	0	0	0	0
5		第				0	0	0	0	0	0	0
6		第				0	0	0	0	0	0	0
7		第				0	0	0	0	0	0	0
8		第				0	0	0	0	0	0	0
9		第				0	0	0	0	0	0	0
10		第				0	0	0	0	0	0	0
11		第				0	0	0	0	0	0	0
12		第				0	0	0	0	0	0	0
13		第				0	0	0	0	0	0	0
14		第				0	0	0	0	0	0	0
15		第				0	0	0	0	0	0	0
エリア計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エリア補助
対象金額
(G)

エリア
補助金額
(H)

様式第4-2号

鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券パート2事業費補助金精算表(エリア食事券)【25%プレミアム分】

エリア名:

(単位:枚、円)

番号	参加店舗名	コロナ認証店 認証番号	エリア食事券適用枚数 (お客様の利用枚数)			補助対象経費 (利用金額)			補助金額 (プレミアム額)			
			500円券 (I)	250円券 (J)	5,000円 (1冊分) (K)	500円券 500円×(I)=(L)	250円券 250円×(J)=(M)	5,000円 ×(K)=(N)	500円券 (L)×0.2	250円券 (M)×0.2	5,000円 (K)×0.2	計
1		第				0	0	0	0	0	0	0
2		第				0	0	0	0	0	0	0
3		第				0	0	0	0	0	0	0
4		第				0	0	0	0	0	0	0
5		第				0	0	0	0	0	0	0
6		第				0	0	0	0	0	0	0
7		第				0	0	0	0	0	0	0
8		第				0	0	0	0	0	0	0
9		第				0	0	0	0	0	0	0
10		第				0	0	0	0	0	0	0
11		第				0	0	0	0	0	0	0
12		第				0	0	0	0	0	0	0
13		第				0	0	0	0	0	0	0
14		第				0	0	0	0	0	0	0
15		第				0	0	0	0	0	0	0
エリア計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エリア補助
対象金額
(O)

エリア
補助金額
(P)

様式第 4 - 3 号

鳥取県安心対策エリア割増版クーポン食事券パート 2 事業費補助金広報費等支出一覧

(単位：円)

番号	区分	支出額	備考

広報費等の合計（上限 25 万円）（Q）



補助金の額（Q）と 25 万円のいずれか低い額 = （R）

(エリア登録記号)
(エリア名)
(エリア代表者) 様

鳥取県知事
(公印省略)

鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金の額の確定通知書

令和〇年〇月〇日付けの実績報告書（以下「報告書」という。）で報告のあった鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券パート2事業費補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県会計規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

(担当・連絡先：)

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、報告書記載のとおりとする。

2 確定額等

本補助金の算定基準額及び確定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 確定額 金 円

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。
特に、対象事業実施及び本補助金收受に係る一連の証拠書類は、事業完了後10年間保存し、県の求めに応じて提供しなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

（エリア代表者）
エリア名・エリア登録記号
所在地
団体名
代表者職・氏名
代表者名

鳥取県安心対策エリア割増クーポン食事券事業費パート2補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇〇号で交付決定にあった上記事業に関する令和 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおりと確定しましたので、鳥取県安心対策エリア割増クーポン食事券パート2事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき報告します。

記

- 1 補助金額（額の確定通知書により通知した額） 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 円

注：別紙として積算の内訳を添付すること